

令和4年度 神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ

【家計急変世帯対象給付】

- ・神奈川県では、私立高校生等の保護者等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金」を支給しています。
- ・**家計急変後、1年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯に対して**、給付を行います。
- ・令和4年度の都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯、または令和4年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯は**通常申請でお申込みください**。
- ・当制度は、授業料の負担を軽減する「就学支援金」「学費補助金」とは別の制度です。対象となる方は忘れずにご申請ください。

※保護者とは…原則親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県又は学校にお問い合わせください。

給付を受けることができる方

生徒の保護者で、次の(1)～(3)すべての要件に該当する世帯の方

- (1) 家計急変による経済的理由から、保護者等全員の年収見込が「**都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯**」に相当すると認められること

＜都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する年収見込の例＞

扶養人数	0人	1人	1人 (ひとり親)	2人	3人	4人	5人
①個人事業者	450,000円 以下	1,120,000円 以下	1,350,000円 以下	1,470,000円 以下	1,820,000円 以下	2,170,000円 以下	2,520,000円 以下
②給与所得者	1,000,000円 未満	1,700,000円 未満	2,042,857円 未満	2,214,286円 未満	2,714,286円 未満	3,214,286円 未満	3,700,000円 未満

※この例に該当しない場合はお問合せください。

- 保護者等が複数いる場合は、それぞれの保護者等について年収見込を確認してください。
- 個人事業者の場合は、家計急変後、1年間の年収見込（売上－必要経費）が①に該当すること。
- 給与所得者の場合は、家計急変後、1年間の年収見込（交通費手当を除く給与収入）が②に該当すること。

- (2) 認定基準日※現在、保護者等が神奈川県内に居住していること

保護者等の住所が神奈川県外にある場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

※保護者等が1人でも海外在住の場合は支給対象外となります。

(3) 認定基準日※現在、生徒が次の①～⑥のいずれかの学校に在学していること

- ① 私立高等学校（全日制、定時制、通信制、専攻科のうち大学への編入学基準を満たす過程または国家資格者養成課程を有するもの）
- ② 私立中等教育学校後期課程
- ③ 私立高等専門学校（第1～3学年）
- ④ 私立専修学校高等課程
- ⑤ 私立専修学校の一般課程（国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
- ⑥ 私立各種学校（外国人学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定める学校、国家資格養成施設の指定を受けている学校）

※生徒が次のいずれかに該当している場合は、「奨学給付金」の対象外です。

- ・ 就学支援金の対象校を卒業又は修了しているなど、就学支援金、学び直し支援金の受給資格がない場合、かつ専攻科支援金の受給資格がない場合
- ・ 特別支援学校の高等部または専攻科に在学する場合
- ・ 生徒が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）に入所している者又は里親に療育されている者等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合
- ・ 高校生等に生活保護（生業扶助）が措置されている場合

※認定基準日

令和4年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和4年7月1日が認定基準日となります。
令和4年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の1日が認定基準日となります。

家計急変後1年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯で

- ・ 申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）以上23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいない世帯
- ・ 申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）以上23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる世帯

申請期限・提出先

提出期間 **令和4年7月15日(金)～12月9日(金)**

提出先 **横浜学園高等学校（事務室）**・学校締切日までに申請できない場合は、学校へご相談ください。

支給時期

令和4年11月末～令和5年2月末頃を予定しています。

- ・ 申請時期によって支給日は異なります。
期限までに申請されても書類に不備があった場合や、期限後に申請された場合は、不支給になることがありますので、ご注意ください。
- ・ 奨学給付金は、申請時に指定された口座に神奈川県から直接振り込まれます。
奨学給付金が振り込まれるまで、口座の名義変更や解約は絶対にしないでください。
- ・ 支給に先立ち、(不)支給決定通知書が神奈川県から送付されます。

問合せ先

横浜学園高等学校 事務室

電話番号 045-751-6941